

令和2年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務 応募要項

本要項は、本県に在住する起業意欲の高い留学生等に対し、県内外のベンチャーキャピタルや個人投資家等（以下「投資家等」という。）とのマッチング機会を提供し、起業の前提となる経営・管理ビザ取得に必要な資金調達を支援することにより、留学生等の能力やネットワークを生かした新たなベンチャー企業の創出を図るために、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務
- (2) 業務仕様書
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間
契約の日から令和3年3月15日まで
- (4) 限度額
6,741,832円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

※全書類について、1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

①おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務企画提案書（様式1）

②提案者概要書（様式2）

③事業内容（様式自由・10枚以内）

・仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。なお、本業務に類似した過去の実績（概ね過去3年間程度）や、本業務の遂行に活用できるネットワーク等も記載すること。

④事業費積算書（様式3）

⑤業務実施体制（様式4）

⑥誓約書（様式5）

⑦定款（法人のみ）

⑧役員名簿（法人のみ）

⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（様式自由）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和2年5月12日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F

電話 097-534-2755

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・本県に在住する起業意欲の高い留学生等からビジネスアイデアを募集できる事業内容となっているか。
- ・交流会（県内で2回開催）では、県内の様々な留学生参加者の募集を行う工夫があり、かつ、学生どうしのコミュニティ拡大・強化、大学を超えたビジネスパートナーの発掘を促す事業内容となっているか。
- ・コンサルテーション受講者に対して、投資家等から出資を得ることを目的とした伴走指導（6か月間で10回程度）を効果的に行う事業内容となっているか。
- ・専門家（行政書士、中小企業診断士、金融機関等）や先輩起業家との意見交換の機会を提供し、専門性の高い支援を行う事業内容となっているか。
- ・コンサルテーション対象者の留学生等からビジネスプランをプレゼンするイベントを開催する事業内容となっているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか（ベンチャー投資に係る支援の経験等）。
- ・関連機関（投資家等）とのネットワークや信頼関係を有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者等に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとし、ます。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、提出すること。

(2) 機構は、中間報告書または実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) 感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、機構と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行う。
- (3) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

令和2年4月22日（水）から令和2年5月12日（火）まで（土日祝日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

業 務 仕 様 書

仕 様 書

1 業務名

おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務

2 目的

本県に在住する起業意欲の高い留学生等に対し、県内外のベンチャーキャピタルや個人投資家等（以下「投資家等」という）とのマッチング機会を提供し、起業の前提となる経営・管理ビザ取得に必要な資金調達を支援することにより、留学生等の能力やネットワークを生かした新たなベンチャー企業の創出を図る。

3 限度額

6, 741, 832円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 委託業務の実施期間

契約の日から令和3年3月15日

5 委託業務内容

(1) 起業意欲の高い県内留学生等の募集とコンサルテーション受講者の選定

- ・本県に在住する起業意欲の高い留学生等からビジネスアイデアを募集（概ね30人程度）し、面談やプレゼンテーション等により起業意欲や実現性、成長可能性等を審査した上で10人程度を選定し、コンサルテーションの受講者とする。
- ・なお、ビジネスアイデアの募集に当たっては、県内の留学生等を対象とした交流会を県内で2回程度開催し、様々な留学生に広く周知すること。
- ・交流会では、先輩起業家による講演やグループワークを実施するなど、学生同士のコミュニティ拡大・強化、大学を超えたビジネスパートナーの発掘を促すこと。
- ・募集方法、審査方法については、おおいたスタートアップセンターと打合せの上、決定すること。

(2) コンサルテーションの実施

- ・選定した10人程度に対し、投資家等から出資を得ることを目的とした伴走指導（起業に関連する知識の提供、ワークショップの実施、市場調査、試作等に対する支援、エビデンスに基づくプランの精緻化、プレゼンテーションの磨き上げ等）を6か月間で10回程度行うこと。

- (3) 専門家・先輩起業家とのネットワーキングの実施
- ・専門家（行政書士、中小企業診断士、金融機関等）や先輩起業家との意見交換の機会を提供し、専門性の高い支援を行うこと。
- (4) ピッチイベント（投資家等とのマッチング）
- ・コンサルテーション対象者の留学生等からビジネスプランをプレゼンするイベントを開催する。
 - ・別途、委託者が指定する発表会（デモデイ）において、プレゼンを行わせるために、前記プレゼンを実施した留学生等の中から資金調達へ向けた投資家等とのマッチングニーズのある留学生等5名程度を選抜する。なお、デモデイの実施については、本事業の委託対象外とする。
- (5) フォローアップ
- ・プレゼンを行った留学生等に対し、投資家等とのマッチングを成立させるために必要なフォローアップを行う。
- (6) 会社設立手続き等に関する支援の実施
- ・コンサルテーションを受講する者を主な対象として、会社設立手続きや在留資格取得につながる事業計画の作成支援等を行う。
- (7) 報告書の作成
- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成する。
- (8) その他
- ・感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行う。

(様式1)

令和2年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務 企画提案書

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 姫野 清高 殿

所在地

法人名

代表者

印

令和2年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

(様式2)

提案者概要書

年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内（パンフレット等）があれば添付してください。

(様式3)

事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる 経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12 - 13)		

(様式4)

業務実施体制

	氏名	所属・役職	担当業務
担当者			

再委託する予定がある場合

分担業務の内容	その理由

※この項目は、該当する場合に記入して下さい。

(様式5)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要な場合には、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構

理事長 姫野清高 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

㊞

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。